

1. こんばんは、岩本です。私も、学生にはいつも、「スマホだけではだめだ。新聞読め」と言います。しかし、一国の首相が、国会の答弁の中で「新聞を熟読してください」と言うとは。しかも、ご丁寧に「読売新聞」と、新聞社の名前まで出すとは、顎が落ちます。これはもう、国民の皆さんには説明しないけど、販売部数ベースですが、読売新聞購読者 900 万にだけ説明します、と言っているのと変わりありません。国会は「国民の代表機関」です。そして、内閣総理大臣は、一番の「国民全体の奉仕者」です。その立場にある人の発言とは思えません。いえ、安倍首相ならありえるか、と思ってしまう自分が怖いのです。
2. さて、共謀罪です。いま何となく、テロに限定した共謀罪、つまり「テロ等準備罪」ならいいんじゃないか、という流れができつつあるように感じます。そう考える人の多くは漠然と、共謀罪の対象となるテロ行為は、日本国内で日本国民を狙ったものではないかと考えているのではないのでしょうか。安倍首相は、「共謀罪がなければ、東京オリンピックは開けない」と言って、そんなイメージを拡散しています。
3. しかし、このイメージはまったく間違っています。テロ行為が日本の国外、たとえば中東で起こっても、その共謀あるいは準備行為が日本国内で行われたと認められれば、共謀罪は成立します。国外にいるテロの実行犯は、日本国籍がなければ、日本の法律で処罰することはできませんが、国内で共謀した者は、日本の法律、つまり組織犯罪処罰法で処罰できます。共謀した者は、「国内犯」の扱いなのです。
4. 実際にアメリカではこういうことが起こっています。パレスチナの「ハマス」は、アメリカでは「国際テロ組織」に指定されています。日本の公安調査庁も「世界のテロ組織」の 1 つにあげています。あるアイダホ大学の学生が、「ハマス」への募金などの支援を呼びかけるサイトのリンクを自分の管理するウェブサイトに張ったとして、テロ組織との関係が疑われ逮捕されました。リンクを張ったことが、テロ組織の宣伝や資金集めやリクルートに役立つ行為と見なされたからです。幸いなことに、彼は裁判で無罪となりました。リンクは、彼が管理者になる前に外されていたからです。しかし、彼がどこかで、「ジハード」などの言葉を使っていたならば、結論は変わっていたはずですが。そして、ただリンクを張っただけで、それが、テロへの「準備行為」とされる可能性があるのです。「準備行為」という要件は、何の歯止めにもなりません。
5. 日本にも、私を含めて、パレスチナの状況に心を痛めている人は大勢いるはずですが。テロ等準備罪が新設されれば、市民による善意からの支援が、突如、テロ行為の準備であると疑われ、処罰される恐れがあるのです。当然、市民による言論活動は萎縮するでしょう。それが、共謀罪の恐ろしさなのです。「テロに限定すれば問題ない」とい

うのは、大嘘です。共謀罪の対案などありえません。私は憲法の研究者として、共謀罪の導入には絶対反対です。市民の皆さんとともに、あきらめず、法案の廃止を訴えていきたいと思います。ともに頑張りましょう。本日はありがとうございました。